

○特定非営利活動促進法施行細則

平成10年10月27日

島根県規則第95号

改正 平成15年3月24日規則第18号
平成17年3月4日規則第10号
平成17年10月25日規則第114号
平成18年5月30日規則第63号
平成19年9月28日規則第76号
平成19年11月26日規則第94号
平成20年11月28日規則第84号
平成24年3月30日規則第41号
平成24年7月6日規則第76号
平成29年3月24日規則第7号
平成30年3月13日規則第7号
令和3年3月23日規則第33号
令和5年11月28日規則第58号

特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第2条第2項第2号に規定する書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 条例第2条第2項各号に規定する書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定により地方公

共団体情報システム機構から条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項の規定により条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用する場合は、法第10条第1項の申請書には、条例第2条第2項第1号に掲げる書面を添付することを必要しないものとする。

(平24規則76・平29規則7・一部改正)

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第10条第2項の規定により知事が指定する公衆の縦覧の場所は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーとする。

(平24規則41・平30規則7・一部改正・令3規則33・一部改正・令5規則58・一部改正)

(縦覧期間中の補正)

第4条 法第10条第4項の規定による補正を行う場合は、知事が別に定める補正書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加・令3規則33・一部改正)

(登記の届出)

第5条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出書は、様式第2号のとおりとする。

(平24規則41・旧第4条繰下)

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

2 第2条第4項の規定は、前項の届出書に添付する書類について準用する。

(平24規則41・旧第5条繰下・一部改正・令5規則58・一部改正)

(定款の変更の認証申請)

第7条 条例第4条第1項に規定する申請書は、様式第4号のとおりとする。

(平24規則41・旧第6条繰下・一部改正)

(定款の変更の届出)

第8条 条例第5条に規定する届出は、様式第5号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・旧第7条繰下・一部改正)

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第9条 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 条例第7条に規定する閲覧及び謄写は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーにおいて行うものとする。

2 前項に規定する閲覧又は謄写をしようとする者は、閲覧及び謄写を行う場所に備えてある受付簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(平15規則18・平18規則63・一部改正、平24規則41・旧第8条繰下・一部改正)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項に規定する解散の認定の申請は、同条第3項の書面を添付した様式第6号による申請書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・旧第9条繰下・一部改正)

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第7号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第8号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平17規則10・平20規則84・一部改正、平24規則41・旧第10条繰下)

(残余財産の譲渡の認証申請)

第13条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

(平24規則41・旧第11条繰下)

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項

証明書を添付した様式第10号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平17規則10・平20規則84・一部改正、平24規則41・旧第12条繰下)

(合併の認証申請)

第15条 条例第8条第1項に規定する申請書は、様式第11号のとおりとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(平24規則41・旧第13条繰下・一部改正、平29規則7・一部改正)

(検査の際の身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(平24規則41・旧第14条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第17条 条例第9条に規定する申請書は、様式第13号のとおりとする。

(平24規則41・追加)

(公示事項)

第18条 法第49条第2項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

2 条例第10条に規定する規則で定める事項は、従前の認定の有効期間とする(法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けた場合に限る。)

(平24規則41・追加、平30規則7・一部改正)

(認定の有効期間の更新申請)

第19条 法第51条第2項の認定の有効期間の更新の申請は、様式第14号による申請書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第20条 条例第11条第2項に規定する書類の提出は、様式第15号による提出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第21条 条例第12条に規定する書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事がそれぞれ別に定める提出書を知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提

出を省略することができる。

(平24規則41・追加、平29規則7・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第22条 条例第13条に規定する閲覧及び謄写については、第10条の規定に準じて行うものとする。

(平24規則41・追加)

(合併の認定の申請)

第23条 条例第15条に規定する申請書は、様式第16号のとおりとする。

(平24規則41・追加)

(提出書類の部数)

第24条 法及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、別に定める。

(情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定)

第25条 条例第16条の規則で定める提出、縦覧、通知、届出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」という。）は、法第74条に規定される手続等とする。

(平18規則63・追加、平24規則41・旧第16条繰下・一部改正・令3規則33・一部改正・令5規則58・一部改正)

(電磁的記録による保存の方法)

第26条 条例第17条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第16条繰下・一部改正、平24規則41・旧

第17条繰下・一部改正)

(電磁的記録による作成の方法)

第27条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとする。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第17条繰下・一部改正、平24規則41・旧第18条繰下・一部改正)

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第28条 条例第17条第3項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第18条繰下・一部改正、平24規則41・旧第19条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

2 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年規則第18号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第10号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第63号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第76号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第84号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
（特定非営利活動促進法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成24年規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則（平成24年規則第76号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則（平成30年規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第33号）

この附則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和5年規則第58号）

この附則は、令和6年4月1日から施行する。